



病院だより



大間病院
内科医長 平野 貴大

「コラボラボ」のお話

11月24日(月) コラボラボというイベントをウィングで行わせていただきました。新聞の折り込みチラシにもはいていたので、ご存知の方も多いかもしれません。今日はそのことについて、お話しさせていただきますと思います。

まず、コラボラボとは何かというと、福井県の高浜町の診療所の医師である井階友貴先生が考案された、市民－行政－医療－介護の協働のための顔をあわせての話し合いの場を提供するプロジェクトです。要は、大間の医療・福祉・介護に興味のある人、誰でも一緒に同じ場でお話ししましょうという会のことです。

今回は地域包括支援センター(くろまつ)の納谷さんのご紹介で開催する運びとなりました。このような地域の方と、行政、医療、介護の職に就く人が直接お話しする場が今日本全国でかなり注目されています。理由は大きく2つあります。

まず一つ目は本当のニーズを集めるという点です。地域に住む方の意見を広く聞く場をもつことによって、実際に私たちがやっていることへの反応や、地域のみなさんが行政や介護、医療に必要なことを知ることができます。

もう一つは、地域の医療・介護の問題に対して、実際に当事者である地域のみなさんと一緒にどうしたらいいかを考えることができる点です。

今回が第1回目のコラボラボでした。高浜町から高浜町のゆるキャラである赤ふん坊やも含めて会場には40人近くの方々が集まりました。大間町のデータから、みなさんが考える大間の問題点を挙げていただき、当日は①、医療・介護の施設が充実していない②、在宅療養が出来ない。施設に頼っている③、社会参加・活動への関心が低い④、喫煙している人が多い⑤、大人も子どもも生活習慣が良くない⑥、高齢化が進んでおり地域から若者が流出している、の6つのテーマについてそれぞれ話し合い、活発な意見の交換が行われました。

まずはお互いのことを知り、大間の未来について話していくことができればいいと考えております。またこのような企画を行いたいと考えておりますので、興味が少しでもある方がいらっしゃいましたら、ご参加をお待ちしております。

住民福祉課から

国民年金だより

むつ年金事務所
☎22-2278

源泉徴収票が送付されます！

厚生年金・国民年金の「老齢年金」など、老齢(退職)を支給事由とする公的年金は、税法上「雑所得」として所得税の課税対象になります。

このうち、「老齢年金」の額が108万円以上(65歳以上の方は158万円以上)の方については、所得税を源泉徴収することになっています。

日本年金機構では、平成26年1月から12月中に「老齢年金」を受け取られている方全員に平成27年1月中に源泉徴収票を送付します。

源泉徴収票は、税務署で年金以外に給与収入があり確定申告をするときや、源泉徴収の還付を受けられるときに添付する必要があります。

もし、源泉徴収票を紛失された場合は再交付ができますので、お近くの年金事務所や『ねんきんダイヤル』(☎0570-05-1165)までお申し出ください。

なお、「障害年金」や「遺族年金」については非課税ですので、源泉徴収票の送付はありません。

【お問合せ】むつ年金事務所(国民年金課)
住民・環境部門 担当：石戸